

林野火災注意報又は林野火災に関する警報の運用を開始しました！

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、林野火災予防の実効性を高める必要があるとされ、上球磨消防組合火災予防条例を改正しました。

「林野火災注意報・林野火災に関する警報(以下「林野火災警報」という。)」の運用を開始します。皆様方の大切な生命や財産を守るために、ご理解とご協力をお願いします。



1. 林野火災注意報・警報について

林野火災注意報

林野火災の予防上、注意が必要な気象状況になったときに発令し、強い制限・罰則を伴わずに林野火災予防の注意喚起を行うとともに、森林において住民の方に「火の使用の制限」について努力義務を課すこととなります。

発令基準は、1月から5月までの期間中において、以下の1又は2のいずれかに該当する場合(必要と認めるとき)に発令します。

1. 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
2. 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

注意報発令時は、構成町村等への通報、消防車両による巡回広報などにて住民の方に周知します

林野火災警報

林野火災予防上、危険な気象状況になったときに発令し、森林において住民の方に「火の使用の制限」について義務を課すこととなります。

基準は、1月から5月までの期間中において、林野火災注意報の発令中に、強風注意報が発表された場合(必要と認めるとき)に発令します。

警報発令時は、構成町村及び各関係機関への通報、消防車両による巡回広報などにて住民の方に周知します。



2. 林野火災注意報、警報の発令基準や規制等

		林野火災注意報	林野火災警報
発令基準 (1月から5月までの期間中)		次の(①+②)又は(①+③)に該当した場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下 + ②前30日間の合計降水量が30mm以下 ③乾燥注意報が発表	林野火災注意報の発令 + 強風注意報が発表
規制	区域	森林法第7条の2、第10条の5に基づく、国及び町村が策定する森林計画に定められた区域(森林)	
	内容	「火の使用の制限」について努めなければならない <u>(努力義務)</u>	「火の使用の制限」について従わなければならぬ <u>(義務)</u>
	罰則	なし	<u>30万円以下の罰金又は拘留(消防法第44条)</u>
発令時の措置		・構成町村等への通報 ・消防車両による巡回広報など	・構成町村及び各関係機関への通報 ・消防車両による巡回広報など

3. 火災予防条例第29条の「火の使用の制限」

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合、火災予防条例第29条の規定により、下記のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- 1, 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2, 煙火を消費しないこと(※煙火とは、花火の正式名称です。)。
- 3, 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4, 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5, 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- 6, 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

4. 「火の使用の制限」に従わなかった場合の罰則規定

林野火災注意報・林野火災警報発令時「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、林野火災警報発令の前段階に位置づけられ、罰則を伴わない努力義務を課します。

※林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処する事が消防法で定められています。(消防法第44条)